

令和4年1月14日

保護者 各位

岡山県立鴨方高等学校  
校長 三村 雅則

### 新型コロナウイルス感染症に係る対策の徹底と出欠の取扱いについて

平素から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

全国で新型コロナウイルス感染者数が急激に増加しているところですが、1月13日に岡山県の感染状況が「レベル2」に引き上げられたことを踏まえ、本日1月14日から県立学校の行動基準が「レベル2」に引き上げられました。

さらに、本県で1月13日から1月31日までオミクロン株特別警戒期間が設定されるなど、再び感染拡大が懸念されています。1月11日付けの保護者文書で対策の徹底をお願いしているところですが、あらためて御理解と御協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る生徒の出欠の取扱いは、県教育委員会の通知等を受け、4月の保護者文書でお示ししているところですが、次のとおり再度、御確認ください。

また今後、状況の変化により、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- (1) 児童生徒等本人の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等本人が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等本人に発熱等の風邪の症状がみられる場合  
(医師等の診断により、新型コロナウイルス感染症の疑いがないと診断された場合を除く)
- (4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合  
(「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用)

#### 【上記ケースに対する対応や出席停止とする期間の目安】

- (1) → 保健所等の指示に従う
- (2) → 保健所等の指示に従う
- (3) → 症状がみられなくなるまで
- (4) → 症状がみられなくなるまで

#### 2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合